

# 特定非営利活動法人 Community Design Council 定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 Community Design Council という。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市金山町 12 番 1 号サウスゲートタワー川口 2 階に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、子どもを主な対象にしたメディアリテラシーやコミュニティデザインに関わるワークショッププログラムの開発・提供、市民や学生を対象にしたコミュニティデザインに関するシンポジウム、レクチャー等の活動と、地方自治体等と協調して政策提言やコミュニティデザインに関するコンサルティングを通して、当地域の人材交流の活性化、子どもの健全育成、まちづくりの推進、地域文化の振興といったコミュニティの健全な発展のための啓発・普及に寄与することを目的とする。また、これらの活動を実施するための人材育成やインターネットなどの IT を活用した人材交流システム構築も行う。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 第 2 号 社会教育の推進を図る活動
- (2) 第 3 号 まちづくりの推進を図る活動
- (3) 第 4 号 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 第 11 号 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 第 12 号 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 第 15 号 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもを対象にしたワークショッププログラムの提供による、子どもの健全育成及び地域文化の発展を図る事業
- (2) この法人が提供するためのワークショッププログラムの企画及び開発事業
- (3) ワorkshopプログラム実施のための人材育成
- (4) 市民や学生を対象にしたコミュニティデザインに関するシンポジウムによる、まちづくりや社会教育の推進及び地域文化や芸術の振興を図る事業
- (5) 市民や学生を対象にしたコミュニティデザインに関するレクチャーによる、まちづくりや社会教育の推進及び地域文化や芸術の振興を図る事業

- (6) 地方自治体等と協調して、主に文化・教育関連施設の事業計画および政策策定提言（アドボガシー）による、まちづくりや社会教育の推進及び地域文化や芸術の振興を図る事業
- (7) 地方自治体等と協調して、主に文化・教育関連施設の事業の企画・運営による、まちづくりや社会教育の推進及び地域文化や芸術の振興を図る事業
- (8) この法人の目的を達成するために必要な広報事業

### 第 3 章 会 員

#### （種別）

第 6 条 この法人の会員は次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

#### (1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体（以下正会員たる個人を「個人正会員」、正会員たる団体を「団体正会員」といい、両者を統合して「正会員」という。）

#### (2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

#### （入会）

第 7 条 正会員及び賛助会員の資格については、前条に掲げるもの以外には特に定めないものとする。

- 2 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### （入会金及び会費）

第 8 条 正会員及び賛助会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### （会員資格の喪失）

第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 理事長に退会届を提出したとき。
- (2) 個人正会員が死亡し、又は団体正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

2 賛助会員については、前項の各号の一を準用する。

#### （退会）

第 10 条 正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 正会員及び賛助会員が既に納入した入会金及び会費は返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、この法人の理事及び職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序でその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事長に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、役員就任後2年以内に行われる最終の決算に関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。
  - 3 補欠又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間と同一とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(欠員補充)

- 第17条 理事現在数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- 2 監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決に基づき解任することができる。ただし、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 理事長、副理事長に、前項各号の一に該当する事由がある場合は、理事会の議決により、その職を解くことができる。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。
  - 3 事務局長は理事をもって充てることができる。
  - 4 事務局の組織及び運営ならびに職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面によって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員及び役員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、総数の2分の1以上の正会員の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が

書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 総会における各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第3号、第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数
  - (3) 出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。
- 3 前2項の規定に係わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の議決があったものとみなされた日
  - (4) 議事録を作成した者の氏名

(議決権を持たない出席者)

第31条 賛助会員は総会に出席して意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めるとき。
  - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面によって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

- 2 理事会の議決は、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人 2人以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第7章 委員会

(運営委員会)

第40条 この法人の日常的運営のために運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(その他の委員会)

第41条 その他この法人の運営上必要があるときは、理事会の議決により運営委員会とは別に委員会を置くことができる。

- 2 この委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。



(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会及び総会の議決を経て定めるものとする。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正を行うことができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く)

- (7) 会議に関する事項
  - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
  - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
  - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、茨城県及び東京都に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及びインターネットホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山田 晶子
副理事長	宇田川 東樹
理事	明貫 紘子
監事	山根 壮介
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の定めにかかわらず、設立の日から平成 16 年度決算に関する通常総会(8 月又は 9 月)の終結のときまでとする。
- 4 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第 47 条の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初年度の事業年度は、第 52 条の定めにかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の定めにかかわらず、次に掲げる額とする。

個人正会員	入会金	0 円	年会費	5 千円
団体正会員	入会金	0 円	年会費	5 万円 (一口以上)
賛助会員	入会金	0 円	年会費	0 円

## 役員名簿

特定非営利活動法人 Community Design Council

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	マミル 野間 穰		無
理事	アカキ ヒロ 明貫 紘子		無
理事	イハシ モイ 石橋 素		無
理事	ナセ ケン 成瀬 健司		無
理事	アタ トモウ 會田 友朗		無
理事	ガイ コウキ 永井 幸輔		無
理事	サイヨウ トモキ 西條 朋行		無
理事	ホンダ サエ 本田 早苗		有
理事	イケダ タイ 池田 大也		無
監事	スズキ テツロウ 鈴木 哲郎		無